

第3 資産の活用

第3章 資産の活用

この章で扱う事項

資産保有の可否について

- ・自動車、バイクの保有について . . . 問3-1~3
- ・互助会、保険加入、学資保険、個人年金等の取扱い . . . 問3-4~8
- ・保護受給中の預貯金、預託金の取扱い . . . 問3-9

居住用資産の取扱いについて

- ・居住用資産の保有の可否について . . . 問3-10、11

キーワード

【保護の補足性と資産活用】

生活保護の適用にあたっては、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件としている。（法第4条第1項）

したがって、最低生活の内容としては保有及び利用を容認するに適當でない資産は、原則として処分したうえで、最低限度の生活の維持のために活用させることになる。

資産活用の方法には、①当該資産の保有を認めてその本来の用途に従って活用する、②売却あるいは貸与により得た収益を最低生活費に充てる、の二つに分けられる。このうちのどちらによって資産活用を行うべきかは、地域の一般世帯との均衡、要保護世帯における当該資産の役割（現実の利用状況、将来の活用見込みの有無）、世帯の自立助長に与える効果、維持費用及び処分費用の程度などを総合的にみて判断する必要がある。

なお、当該世帯の居住の用に供される資産（土地及び家屋）について、処分価値と利用価値の比較が困難なことから保有の可否を判断しがたい場合には、原則として各実施機関が設置する処遇検討会において、総合的に検討を行うことが求められている。

【急迫保護と法第63条返還】

保護の補足性の原理は、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」（法第4条第3項）ことから、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けることも想定される。この場合には、被保護者は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、支給された保護費用の範囲内において実施機関が定める額を返還しなければならない。（法第63条）

保護開始時に、保有を容認できない資産があった場合には、保護の実施機関は資産処分の指導を行うと同時に、処分した場合に得た収益に相当する額については、法第63条に基づく保護費用の返還を求めることになる旨の説明を行う必要がある。

また、保護受給中に被保護世帯が得た資産についても、同様にその資力を認定して、最低限度の生活の維持のために活用させることが求められる。通常は、資力が発生し現実に収益を得た時点での収入認定によるが、資力があったことが事後に認定された場合には、「資力がありながら保護を受けた」期間に支給された保護費用を上限として、当該資力に相当する額の費用返還を求めることになる。

(問3-1) 被保護者の自動車の保有

被保護者の自動車保有は、どのような場合に認められるか。

被保護者の自動車保有は、地域の普及率にかかわらず、一定の条件のもとにおいて限定的に認められている。その理由としては、自動車の利便性もさることながら、その購入費用や処分価値が一般に大きいこと、維持費や駐車場の経費が最低生活を圧迫しかねないこと、また、事故の場合の被保護者の負担能力に問題があること等が挙げられる。さらに、地域の低所得層の生活実態との均衡及び生活感情をも考慮すれば、現時点では、自動車保有を原則的に容認する段階には至っていない。

被保護者の自動車保有は、次の場合に認められる。

1 事業用品としての自動車

その自動車が現に事業の用に供されている場合、又は近々事業の用に供される場合であって、その活用により相当程度の収入をあげており、あるいはあげることが期待され、世帯の自立に効果的と認められる場合

*「事業の用に供されている」と判断する場合の基準

当該就労によって得られる収入の額が、自動車の維持に要する経費を著しく上回っていること

2 生活用品としての自動車

(1) 障害者が通勤用に使用する場合

(2) 以下の者が、通勤用に使用する場合

- ① 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等
- ② 勤務先が公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある者
- ③ 深夜勤務等の業務に従事している者

*「通勤用」と判断する場合の基準

ア 勤務日数、勤務時間等が、その者の身体状況及び生活状況から判断して合理的な水準であり、稼働能力の十分な活用が図られていると認められること

イ 公共交通機関の利用が著しく困難であるか否かは、例えば駅やバス停までの所要時間、公共交通機関の1日の運行本数、当該地域の低所得者世帯の通勤実態を踏まえ、実施機関で総合的に判断するものである。

ウ 公共交通機関の利用が可能な保育所等(小学校入学前の児童に限る。)が近隣にないか、転入所がきわめて困難であり、転職するよりも現在の仕事を継続することが自立助長の観点から有効であると認められた場合、保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有も認められる。

エ 深夜勤務等通勤時に交通機関の利用ができない業務に就業している場合には、

実際の交通手段を確保できないという事実があることを前提に、保有容認し得るか否かを検討するものである。

オ 保護開始時、失業や傷病により就労を中断しているが、概ね6か月以内に就労し保護から脱却することが見込まれる者であって、自動車の処分価値が小さいと判断されるものは、処分指導を保留することができる。〔求職期間中の使用は認められないが、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者は、求職活動に必要な場合に限り使用が認められる。〕

(3) 障害者（児）が通院、通所及び通学に使用する場合

* 「通院・通所等用」と判断する場合の留意点

ア 「定期的利用」とは、おおむね月2回以上をいう。

イ 実施要領上の「自動車維持費用が他からの援助、他施策等によりまかなわれる」とは、各種手当の収入認定除外分、燃料費補助、世帯外の親族等からの指定付き援助等をいうほか、援助可能な親族等がない場合、障害者加算（他人介護料を除く）の範囲で賄うことも認められる。

ウ 公共交通機関の利用が著しく困難な障害の程度については、下肢、体幹機能障害、内部障害等により歩行に著しい障害を有する場合、知的障害者にあっては多動、精神障害者にあってはてんかんが該当すると考えられる。身体障害の場合に限っては、現時点で障害の判定がされていなくても、近い将来、障害の程度の判定を受けることが確実に見込まれる者については保有が認められる。

上記の保有要件に該当しない場合には、自動車の保有は認められないこととなるが、世帯個別事情によっては保有を容認すべき事例も考えられるため、このようなときには、個別ケースに応じて判断し、厚生労働大臣に情報提供する。（厚生労働大臣への情報提供については、問12-15参照）

局長通知第3-3

別冊問答 問3-14～問3-19

課長問答 第3の9、第3の9の2、第3の12

(問3-2) 保有の認められている自動車の買換え

保有を容認されている自動車が、古くなって使用に耐えなくなった場合、買換えをすることは認められるか。

自動車の買換えは、扶養義務者等からの援助による場合には認められてきたが、保護費のやり繰りによる貯えで自動車を買替えることは本来最低生活の維持に充てるべき保護費によって資産を形成することとなることや、最低生活の維持に支障を来す恐れがあることから、容認しない取扱いとしてきた。しかし、課長問答第3の18の規定により、保護費のやり繰りによる貯えが生活保護の趣旨目的に反しない限り活用すべき資産にはあたらないものとして、次のいずれにも該当する場合には保有を容認された自動車の更新が認められることとなった。

- 1 保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となった
- 2 保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き課長問答第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当する
- 3 処分価値が小さく、通勤、通院等に必要な範囲の自動車と認められる
- 4 更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等によって確実に賄われる

ただし、実施機関の事前の承認を得ることを原則とし、預貯金によって買換える場合には、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。また、自動車の価格や排気量等について十分検討し、その使用目的にふさわしい程度のものであることが必要である。

なお、保護受給中の自動車の現物贈与については、処分価値のないものに限り従前から認められている。

問3-1において情報提供したケースについては、車種、経費の変更等状況に変動があれば、再度厚生労働大臣に情報提供することになる。

課長問答 第3の18、第3の23

22
—
20

(問3-3) バイクの保有

バイクを通勤用に使っている者から、保護の申請があった。保護を開始することとなったが、バイクの保有は認められるか。また、生活用品として保有することは認められるか。

総排気量250cc以上のバイクについては、自動車の取扱いに準じて取り扱うべきものである。したがって、生活用品としての保有は認められない。

総排気量250cc未満のバイク及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、次の要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。

- 1 当該バイクが現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
- 2 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。
- 3 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- 4 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

なお、通勤用・事業用のバイクは、その購入費用及び保有のための維持費は就労収入から必要経費として控除することができるが、それ以外の目的で保有を認める場合は、購入費用、保有のための維持費を必要経費として控除することはできない。

別冊問答 平成20年度新設分、課長問答 第8の23

(問3-4) 冠婚葬祭互助会への加入

冠婚葬祭互助会に加入している者から保護申請があったが、生命保険に加入している場合と同様と考え、加入が認められないときは解約指導を行わなければならないか。

生命保険も冠婚葬祭互助会（葬祭の場合に限る。）も、一定の条件のもとで解約すれば解約返戻金がでることから、保護開始時における「利用し得る資産」であるという点においては、同様の性格を持っている。したがって、冠婚葬祭互助会の場合も、解約返戻金が一定額を超えるときは、解約させ活用を求めるべきであると考えることができる。

しかし、生命保険の場合には、万一の場合に得られるものが死亡保険金という金銭であるのに対し、互助会の場合には、葬祭という現物サービスとなっている。しかも、葬祭は、個人によって種々の考え方があるとはいえ、一般に社会通念上、特別な需要と考えられており、生活保護法においても葬祭扶助として保障しているところである。

それゆえ、これの解約指導により葬祭給付の保障までも失わせることは、生活保護法が補足性の原理を持っているとしても、要保護者の理解を得ることに困難を伴う。したがって、冠婚葬祭互助会については、生命保険の場合の解約返戻金の目安である30万円という金額以内であれば、原則として、解約を要せず保有を容認することができるものとする。

ただし、解約返戻金が保護開始時における「利用し得る資産」であるということに変わりはないことから、法第63条の適用を条件に解約させないことができる取扱いとする。それゆえ、保護受給中に本人が任意に解約した場合には、開始時の解約返戻金相当額は収入認定の対象でなく、法第63条により返還させることとなる。

なお、保護受給中に加入者が死亡して葬祭の給付がなされた場合には、法第63条にいうところの「資力」が現実化する契機を失ったことになることから、返還金の問題はなくなり、法第63条の設定を解除することになる。

(問3-5) 保護申請時の保険の取扱い

生命保険に加入している世帯に保護を適用する場合の留意点について示されたい。

課長問答 第3の11により、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に保険の保有を認める場合は、次の点に留意する。(なお、保護開始直後の解約返戻金の取扱いは、**問11**参照)

1 保護申請時に保有している保険の考え方

生命保険は被保険者の生死を保険事故とし、その事故が発生したときに保険者が一定の保険金を支払うことを約し、被保険者が保険料を支払うことを約する保険であるが、このように保険には「万一の場合に備える」という保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を途中で解約することは、むしろ例外とされている。したがって、生命保険の解約返戻金は「資産」とはいつても、払戻しを当然に予定している預貯金とはかなり性質を異にしているため、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではない。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じさせるおそれもある。

これらの事情を考慮し、解約返戻金が少額であり、かつ保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合には保護開始にあたっては、直ちに解約して活用することを要しない取り扱いが認められている。ただし解約返戻金はあくまで「利用し得る資産」であるため、保険金等を受領した時点で所定の額を返還すべきものとされているのである。(課長問答 問第3の11)

2 保有が認められる保険の種類及び類型

1の趣旨から、保有が認められる保険の種類は、死亡、障害の危険対策を目的とする保険となる。なお、住宅積立保険など貯蓄性の強い保険は保有を認められないとされている。しかし、いわゆる掛け捨て保険以外は事故保障部分と貯蓄的性格部分を多かれ少なかれ合わせ持っている。また、今日の保険は種類が多様化しているため、保険を性格によって一義的に分類することは困難となっている。ここでは、貯蓄性の強い保険とは、死亡・障害保険金給付のないものとする。

原則として、保険事故が発生した場合に、その利益が当該被保護世帯に帰属するものについて、保有が認められる。

したがって、保険の契約者、被保険者及び受取人が誰になっているかを把握した上で、判断する。

- (1) 保険の契約者が、当該被保護世帯員でない場合は、そもそも解約指導の問題は生じない。また、保険の契約者は当該被保護世帯員となっているが、実際に保険料の支払いを行ってきたのは当該被保護世帯以外の者であることが立証されるときには、現実に即し

て処理する。

- (2) 保険事故発生時の利益が当該被保護世帯に帰属しないものは、利益が当該被保護世帯に帰属する契約に変更することを条件に保有を認めることができる。
- (3) 単身者であっても、入院の際の入院給付、後遺障害等に対する給付等が見込まれ、世帯の自立に役立つと判断される場合は保有を認める。

3 解約返戻金の多寡

解約返戻金の額が少額かどうかの判断は、当面、30万円または最低生活費（介護扶助、医療扶助を除く）の概ね3ヶ月分を超えているかどうかを目安にして、判断する。

なお、解約返戻金を担保に貸付を受けているときには、実際の受けられる解約返戻金の額で判断する。

4 保険料

一般世帯との均衡に留意するとともに、当該世帯の最低生活費と保険料とのバランスを考慮し、生活扶助基準の15%程度以下を目安とする。

5 加入の継続を認めた場合の取扱い

- (1) 保護開始時に既に生じている解約返戻金に相当する額については、「保護開始時の資力」であるため、後日、死亡や満期等により契約終了に伴う保険金を受領した時点、あるいは解約して解約返戻金を受領した時点で、法第63条により返還を求めることとなる。

このため、開始時にその旨を文書により通知しておくことが望ましい。併せて、保険金等を受領した際の収入申告義務についても、周知を徹底しておく。なお、この場合においてこれまでの払込保険料を必要経費として控除することは認められない。

- (2) 開始時には解約返戻金が生じていない保険については、「保護開始時の資力」はないことから、法第63条による返還の問題は起こらない。
- (3) 生存一時金、祝金等、一定の事実に基づく給付を受領した場合は保険事故による保険金を受領したものと同様に扱う。
- (4) 配当金は、保護受給中の預貯金同様に取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入認定の対象としない。

6 その他

保護申請時の保険については、保有の可否を問うのではなく、解約返戻金を資産として活用させるという趣旨で検討する。活用方法は、本人の意思を尊重し、解約又は借入れを選択させる。

(参照) 問3-6 「学資保険の取扱い」

問3-31 「被保護者の累積金について」

課長問答 第3の11

第3の20

種類	保険	学資保険	預貯金
性格	保険	預貯金	預貯金
保護申請時の取扱い	危険対策を目的とする保険は、保険本体の保有を認める。 (ただし、解約返戻金が30万円又は最低生活費の3か月分をこえる場合、こえる部分の解約返戻金部分は資力として活用を求める。) 開始時の解約返戻金相当額は法第63条を適用する。	1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以内であれば、保有を認める。解約返戻金が50万円をこえる場合は、こえる部分の解約返戻金部分は資力として活用を求める。 開始時の解約返戻金相当額は、法第63条を適用する。	(程度の決定において)世帯の最低生活費の1/2まで保有を認める。 1/2をこえる部分は収入認定とする。
保護受給中の取扱い	加入は可能だが、保有容認できるものは、当該世帯の危険対策を目的としたものに限られる。	加入は可能であり、受給中の加入であれば、解約返戻金の取扱いは、保護受給中の預貯金に準じた取扱いとする。	使用目的が生活保護の目的に反しない限り、資力として認定することを要しない。 (18参照)
解約した場合の取扱い	開始時の解約返戻金相当額は法第63条返還の対象となる。 保護受給中に増加した解約返戻金は、保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。	開始時の法第63条適用部分は返還対象(返還額を減免する場合を除く。)となる。 ただし、解約返戻金が就学等の費用にあてられる場合は、返還を要しない。	
保険金を受領した場合の取扱い	自立更生に充てられる額を除いて、次第7-3-(2)その他臨時的収入として収入認定する。 ※ただし、満期保険金は保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。 (開始時の解約返戻金相当額は、法第63条の返還対象となる。)	給付された満期保険金は、保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。 (開始時の解約返戻金は相当額は、法第63条の返還対象となる。ただし、解約返戻金が就学等の費用にあてられる場合は、返還を要しない。)	

(問3-6) 学資保険の取扱い

学資保険を保有する世帯から保護の申請があった場合、解約を指示すべきか。
また、保険金を受け取った場合の収入認定上の取扱いはどうするか。

学資保険には、様々なタイプがあるが、分類上は保険である。しかし、子どもの進学に対する金銭的な蓄えを月々行うことがその目的であること、いわゆる保険の要素も含まれてはいるものの、その危険負担性は補償事故発生時の月々の保険料負担の免除にすぎないことなどから生命保険とは性格が異なっている。一方で費消しないまま残した預貯金等と全く同様に取扱うことも適当ではない。

したがって、学資保険については、①同一世帯員の構成員である子が15歳又は18歳時に、同一世帯員が満期保険金を受け取るものであること、②満期保険金又は満期前に解約した場合の解約返戻金の使途が世帯内の子の就学に充てることを目的にしたものであること、③開始時の解約返戻金の額が1世帯あたり50万円以下であること、の3つの条件を満たす場合に保有を認め、解約させることなく保護を行なって差し支えない。ただし、保護開始にあたって、開始時解約返戻金相当額については、法第63条の返還対象設定とする通知を行うとともに、返還を求める場合と返還を免除することができる場合それぞれの説明を行う必要がある。

なお、開始時の解約返戻金の額が50万円を超える学資保険を保有する世帯については、当該超える部分が生活保護法上の「活用し得る資産」にあたることを説明のうえ、解約返戻金の一部を貸付金として借り入れる等の方法によって活用を求めること。

満期保険金又は解約返戻金を受領した場合は、開始時の解約返戻金相当額は、法第63条の適用により返還対象となるが、就学等の費用に充てられる額の範囲内で自立更生に当たる経費として返還免除とすることができるものである（高校等就学費用との関係については、問6-81参照）。

開始時の解約返戻金相当額以外は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金の取り扱いに準じて検討すること（使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り、資産とはみなさず、収入認定の対象としない）。

(問3-7) 個人年金の取扱い

生命保険会社の個人年金保険に加入し、申請時に既に保険料の支払いを終え、月額2万円の保険金を受領している場合、どう取り扱えばよいか。

生命保険会社の積立年金保険や郵便局の養老保険は、国民年金や厚生年金といった公的年金制度とは異なり、本人の積み立てた原資を基に、老後に年金形式で保険金の給付を受けるものである。従って、一般的には積立金を解約して一時金として受領することが可能である。

生活保護法上は、年金等の公的給付としてではなく保険として取扱い、他の生命保険契約と同様に、返戻金の額、保険料額、給付内容を把握した上で保有の可否を検討する。設問のように月額2万円の給付を得るためには、ある程度の積立金が積立てられていることが推測されるので、その金額の確認を要する。一時金（解約返戻金）として受領した場合、受領金額が保険給付と比較すると本人に不利になる場合があるが、保有の可否を判断する基準は一般の生命保険の解約返戻金の保有容認限度額と同様である。

保有が容認された場合及び保護受給中に加入した個人年金に基づく保険金収入は、次官通知第7-3-(2)-ウ（財産収入）に準じて、全額収入認定する。

なお、本設問は、すでに保険料の支払いを終えており、専ら保険給付を得るのみである事例の場合である。保護受給中に保険料の支払いを継続する必要があるのであれば、単に将来の保険給付を期待して資産形成を行なうための個人年金は加入及び保有継続を認めることが適当でないものとなるので、注意が必要である。

22
20

(問3-8) 保護受給中の保険加入の取扱い

保護受給中の保険加入の取扱いはどのようなになるか。

被保護者が、保護開始後に、最低生活上認められる範囲のやりくりにより、保険料を拠出して一定の任意保険に加入することは認められるものである。種類としては、危険対策を目的とするものに限られるものであり、貯蓄的性格の強い保険は認められない。

また、被保護世帯に保険による保障の効果の及ばないもの及び世帯員の危険を保障するものでないものは、被保護者に求められる生活上の義務（法第60条）から、好ましくない。同じく、保険金額及び月々の保険料についても、一般世帯との均衡を考慮する必要がある。

上記の点を踏まえる限り、被保護者が、保護受給中に保険に加入することは、自由である。そして、加入した保険が一定期間を経過すると、解約返戻金を生じることとなるが、この場合においても、解約返戻金の多寡によって途中で、解約指導を行う必要はない。

ただし、保険の加入及び継続を認めることは、後に保険から得られる収入が世帯の自由な処分任せられることを意味するものではない、という点を十分に説明しておくことが大切である。

つまり、死亡保険金等の保険金を受領した場合、自立更生に充てられる額を除いて、次第7-3-(2)「保険金その他の臨時的な収入」として取り扱い、8,000円をこえる額を収入認定する。これらの場合、それまでの払込保険料を収入から必要経費として控除することは認められていない。

ただし、任意に保険を解約し、解約返戻金を受け取った場合や、満期保険金（配当金、祝金等の一時金等も含む。）を受け取った場合は、預貯金に準じて取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入として認定しない。（これらの収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除は必要ないものである。）

なお、学資保険については、問3-6参照のこと。

課長問答 第3の20

別冊問答 問 328

(問3-9) 保護受給中の預貯金の取扱い

被保護者が保護受給中に預貯金をすることは認められるものであるか。

被保護者が保護受給中に預貯金をしている場合、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと判断されるときは、法第4条にいう「利用し得る資産」の形成にはあたらない。

つまり、単に将来の出費に備えるという意味での蓄財一般は認められないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形をとっていたとしても「利用し得る資産」とはならないものである。

次に、上記の範囲を超えた預貯金の保有が判明したときには、最低限度の生活維持のために活用を求めることとなるが、直ちにこれを収入認定するのは好ましくない。一定額を超える預貯金を保有しているということは、これまで食事や衣料等の生活必需品を極度に切り詰めて生活してきた結果と考えられ、その世帯はどこかに最低限度の生活に欠けるところが生じていることが多いものである。

それゆえ、範囲を超えた額については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう指導することとなる。最低限度の生活に欠ける部分を補っても更に残余の額がある場合は活用しうる資産として活用を求めることとなる。

課長問答 問3の18

参照 問8-34

22
—
20

(問3-10) 居住用資産の保有否認

居住用資産保有ケースについてケース診断会議で検討した結果、保有を否認したが、処分指導が困難な場合はどのような場合があるか。

被保護世帯が保有し居住の用に供せられる家屋及び家屋に付属した土地については、当該資産の処分価値が一定基準〔ケース診断会議選定基準額：標準3人世帯（1級地-1）の基準生活費の10年分＋住宅扶助特別基準額（1級地-1：1.3倍額）の10年分＋高額療養費自己負担限度額の10年分〕を上回る場合は、ケース診断会議において保有の要否及び援助方針を検討する。

検討の結果の援助方針は、以下の4点に大別される。

- 1 居住用資産の保有を認める場合
- 2 保有を否認するが処分指導を保留する場合
- 3 保有を否認し、売却以外の活用を指導する場合
- 4 保有を認めず処分を指示する場合

2の「保有を否認するが処分指導を保留する場合」とは、資産の処分価値が大きく保有を容認することはできないが、知的障害のある単身世帯で、資産の売却を行うといった重要な法律行為を行うことが困難な場合等が想定される。この場合、成年後見制度等の活用が可能であれば、必要な手続をふまえたうえで、処分指導の留保を解除することが望ましい。

3の「保有を否認し、売却以外の活用を指導する場合」とは、再建築が不可能な土地(例：他人の土地に囲まれ道路に接していない土地)等、立地条件から売却が困難な不動産を保有する場合に、賃貸等の活用を指導する方針を選択する場合等が想定される。

1の場合を除き、保有を否認した場合は、法第63条を設定した旨を文書で通知する必要がある。この場合、文書を送付する事のみで済まらず、査察指導員が同行して、生活保護の趣旨を十分に説明し、被保護者の理解を得るようにする。具体的な処分指導は個々のケースに応じて最も適当と思われる方法で行う。

平成8年3月21日付7福生保第1501号福祉局生活福祉部長通知

(問3-11) ローン付き住宅の取扱い

ローンの支払いが残っている住宅の所有者から生活保護の申請があった。保有を容認するのは、どのような場合か。

ローン完済前の住宅を保有している者を保護した場合は、結果として保護費から返済を行うことになるので、原則として保護の適用を行うべきではない。(資産の処分が困難で生活の困窮状態が急迫した状況にある場合は、保有を否認し法第63条を設定した上で保護を開始する。)

しかし、マンションの処分価値が居住用資産として保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又はローン返済期間が短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、保有を認め保護を適用することができる。

保有を容認するかどうかは、地域の住宅事情、世帯の状況も含めて判断すべきであり、返済期間、ローン支払い額の基準を一律に示すのは困難である。目安としては、例えば、期間は5年程度、金額は月毎の支払額が世帯の生活扶助基準の15%以下程度、ローンの残額が総額で300万円以下程度が考えられるが、個別事例ごとに慎重に判断すべきであろう。

ローン返済を別世帯の親族が肩代わりし支払う場合も、上記の基準を基に、恵与金のうち自立更生に当てられる額として、収入として認定しないことが可能である。

課長問答 第3の14

別冊問答 問 128

(問3-12) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な世帯に対し、どのように援助していけばよいか示されたい。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、要保護状態にある高齢者世帯に対し、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、平成19年4月に開始された制度である。生活福祉資金の一類型として、東京都社会福祉協議会を貸付主体として運営されている。当制度の概要は以下のとおりである。

1 対象世帯

借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上である世帯

2 対象不動産

- ・評価額が500万円以上である居住用不動産（集合住宅含む）
- ・賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- ・本人の単独名義又は配偶者との共有名義になっていること

3 生活保護制度との関係

貸付資金の利用が可能な世帯に対しては、貸付資金の利用が生活保護に優先するため、当該貸付による資産活用を求めることになる。

貸付が開始された場合、保護の停止又は廃止をすることとなるが、貸付期間中は、申請時や保護受給中の記録、貸付に係る書類を保管しておくとともに、借受人の実態把握、貸付額変更に関する意見書の提出等を行う必要がある。

なお、貸付開始日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないものである。（貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様。）

平成19年3月30日付社援保発第0330001号

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護制度上の取扱い及び保護の実施機関における事務手続きについて」

局長通知 第3-1-(1)・第3-2-(1)

課長問答 第3の21・22

第10の12-2